

## Co.マチ五艘あかりの協定

(名称)

第1条 この協定の名称を、「Co.マチ五艘あかりの協定」(以下「協定」)とする。

(目的)

第2条 この協定は、Co.マチ五艘地内の屋外照明に関する規定を設けることにより、夜間の景観向上を図り、もって資産価値の維持、向上に寄与することを目的とする。

(協定区域)

第3条 協定の対象区域は(株)OSCAR J.J が富山市より開発行為の許可を受けた、富山市指令建指第 H30 開発 005 号の開発区域内とする。

(協定の効力)

第4条 協定の効力は、協定区域内に2以上の土地所有者が存することとなった時から発生する。(共有の場合は1区画ごとに土地所有者を1とする。)

(屋外照明装置の設置義務)

第5条 協定区域内の土地所有者は、以下の照明器具及び自動点滅器付タイマー(又は同等品)を設置しなければならない。

パナソニック 照明器具 XLGE500YLZ

パナソニック 自動点滅器付タイマー EE4518※

2 照明器具は、建築工事完了後1年以内に設置するものとする。

3 照明器具は、道路から5m以内に1基以上設置するものとする。

(照明器具の点灯義務)

第6条 第5条に記載の照明器具は日没より午後10時までの時間帯は常時点灯するものとする。尚、点灯に要する電気料金は設置者が負担するものとする。

(色温度の指定)

第7条 第5条に記載の照明器具のほか、屋外に設置する照明(ポーチ灯、アプローチ灯、勝手口灯など)については色温度が3500K(ケルビン)以下のものとする。

注意：温白色、電球色は可。白色、昼白色、昼光色は不可。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、効力が発生した日から10年間とし、期間満了時までには土地所有者の過半数による廃止の申し出がなかったときはさらに10年間延長する。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定の変更及び廃止は、土地所有者の過半数の同意を得るものとする。

(代表者の設置)

第10条 協定を運営するために、代表者を設置する。代表者は、Co.マチ五艘施設維持管理会が発足するまでは協定設定者とし、発足後はCo.マチ五艘施設維持管理会の会長が兼務する。

(協定に違反した者に対する措置)

第11条 協定に違反した者、または協定を履行しない者に対して、代表者は是正勧告をおこなうものとする。是正勧告を受けた者は速やかに本協定の内容に合致するよう措置を講じなければならない。

平成30年11月設定

協定設定者

富山市二口町4丁目7番地の14

株式会社 OSCAR J.J